

# 三芳光陽園指定居宅サービス重要事項説明

～短期入所生活介護・通所介護～

(令和6年10月現在)

## 1. 当施設が提供する指定居宅サービスの相談窓口

| 指定居宅サービス | 短期入所生活介護     | 通所介護      |
|----------|--------------|-----------|
| 担当者      | 石川みどり 高梨小百合  | 山田洋治 吉田和代 |
| 電話       | 0470-36-3211 |           |

## 2. 指定居宅サービスの概要

(1) 提供できるサービスの種類

| 名称       | 三芳光陽園指定短期入所生活介護事業所            | 三芳光陽園指定通所介護事業所 |
|----------|-------------------------------|----------------|
| 所在地      | 〒294-0825 千葉県南房総市上堀280番地      |                |
| 介護保険指定番号 | 千葉県第1278000045                | 千葉県第1278000037 |
| サービス提供地域 | 南房総市、館山市、鋸南町、その他近隣市（一部地域送迎不可） |                |

## 3. 指定居宅サービスの職員体制

三芳光陽園指定短期入所生活介護事業所

- 1 施設長（管理者） 1名（本体施設と兼務）
- 2 生活相談員 1名以上（本体施設と兼務）
- 3 介護職員 19名以上（本体施設と兼務）
- 4 看護職員 3名以上（本体施設と兼務）
- 5 栄養士 1名以上（本体施設と兼務）
- 6 機能訓練指導員 1名以上（本体施設と兼務）

三芳光陽園指定通所介護事業所

- 1 管理者 1名
- 2 生活相談員 専従で1名以上
- 3 介護職員 営業日ごとに、サービス提供時間を通じて専従で3名以上
- 4 看護職員 営業日ごとに1名以上

#### 4. 事業所の設備の概要

##### (1) 短期入所生活介護

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 定員    | 9名                |
| 居室    | 4人室 1室内の4床        |
|       | 2人室 2室4床 他1人室1室1床 |
| 浴室    | 一般浴槽と特殊浴槽があります    |
| 静養室   | 1室 1床             |
| 談話室   | 2室                |
| 機能訓練室 | 1室                |

##### (2) 通所介護 通所介護(通常規模)

|          |                 |     |       |
|----------|-----------------|-----|-------|
| 定員       | 月・火・水・木・金・土 25名 | 静養室 | 2室 2床 |
| 食堂兼機能訓練室 | 98.81㎡          | 相談室 | 1室    |
| 浴室       | 一般浴槽と特殊浴槽があります  | 送迎車 | 5台完備  |

#### 5. 営業日及び営業時間

##### (1) 短期入所生活介護

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 営業日      | 年中無休                                |
| 施設送迎の提供  | 月曜日～土曜日 日曜日(要相談)                    |
| 入退所の受入時間 | 家族送迎の場合でも食事時間、早朝、深夜の入退所は基本的に受けかねます。 |

##### (2) 通所介護

|          |   |
|----------|---|
| 営業日      | 月曜日～土曜日                                   |
| サービス提供時間 | 午前9時00分～午後4時15分<br>(利用開始から最長14時間まで延長利用可能) |
| 営業時間     | 午前8時00分～午後5時00分                           |
| 定休日      | 日曜・年末年始(1月1日～1月2日)                        |

#### 6. サービス内容

- ①送迎
- ②食事(特別食も含む)
- ③入浴
- ④機能訓練(生活リハビリ)
- ⑤生活相談
- ⑥健康管理
- ⑦レクリエーション
- ⑧理美容サービス(短期入所生活介護)

## 7. 利用料金

\*利用料金は、負担割合証に記載された負担割合1割から3割負担になります。(介護サービス費)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。)

### ○ 短期入所生活介護

#### (1) 介護サービス利用料金(1単位10円)

| 要介護度  | サービス内容   | 1日/単位数 |
|-------|----------|--------|
| 要介護度1 | 併設短期生活Ⅱ1 | 603    |
| 要介護度2 | 併設短期生活Ⅱ2 | 672    |
| 要介護度3 | 併設短期生活Ⅱ3 | 745    |
| 要介護度4 | 併設短期生活Ⅱ4 | 815    |
| 要介護度5 | 併設短期生活Ⅱ5 | 884    |

#### (2) 加算料金(1単位10円)

|       | 算定 | 加算事業                 | 単位          |
|-------|----|----------------------|-------------|
| 片道    | ○  | 送迎加算                 | 184         |
| 1日につき | ○  | 機能訓練体制加算             | 12          |
| 1日につき | ○  | サービス提供体制強化加算Ⅰ1       | 22          |
| 1日につき | ○  | 夜勤職員配置加算Ⅰ            | 13          |
| 対象者のみ |    | 療養食加算1回(1食あたり)       | 8           |
| 対象者のみ |    | 若年性認知症利用者受入加算        | 120         |
| 対象者のみ |    | 緊急短期入所受入加算(7~14日間限度) | 90          |
| 1月につき | ○  | 介護職員処遇改善加算Ⅰ          | 所定単位数の14.0% |
| 1日につき | ○  | 長期利用者に対する短期入所生活介護    | -30         |

(療養食を提供させて頂くにあたり、医師の食事箋が必要になります)

(3) その他の自己負担

① 滞在費（光熱費・室料） 1日あたりの基準費用額

| 利用者負担段階 | 負担限度額 | 滞在費  |
|---------|-------|------|
| 第1段階    | 0円    | 0円   |
| 第2段階    | 430円  | 430円 |
| 第3段階    | 430円  | 430円 |
| 第4段階    | なし    | 915円 |

② 食費（食材料費＋調理費） 1日あたりの基準費用額

| 利用者負担段階 | 負担限度額  | 食費（食材料費＋調理費） |
|---------|--------|--------------|
| 第1段階    | 300円   | 300円         |
| 第2段階    | 600円   | 600円         |
| 第3段階①   | 1,000円 | 1,000円       |
| 第3段階②   | 1,300円 | 1,300円       |
| 第4段階    | 1,445円 | 1,445円       |

◎利用者負担段階

|  |  |
|--|--|
| 第1段階   | ・市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者<br>・生活保護受給者            |
| 第2段階   | ・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 |
| 第3段階①  | ・市町村民税世帯非課税であって、本人年収80万円超以下120万円以下         |
| 第3段階②  | ・市町村民税世帯非課税であって、本人年収120万円超                 |
| 第4段階   | ・市町村民税本人非課税で世帯課税の方<br>・市町村民税本人課税の方         |
| * 一定額の預貯金（単身一部の所得段階について500万円～650万円以下、夫婦世帯一部の所得段階について1500万円～1650万円以下） |  |
| * 世帯分離していても配偶者が課税されている場合は対象外   |  |
| * 支給段階の判定にあたり、非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案                                    |  |

③ おむつ代 無料(但し事業所指定のもの)

④ 特別な食事 (本人自己負担)

⑤ 行事参加費 (希望者につき自己負担)

⑥ 理容、美容費等 (自己負担)

- ⑦ 医療用品（常備薬、包帯、医療用具など）
- ⑧ 日用品費（歯ブラシ、手袋、ティッシュ等）
- ⑨ テレビ使用料及び私物を居室に持ち込む場合 100円/日（電気料及び管理料）

## ○ 通所介護

（1）介護サービス利用基本料金（1単位10円）（通常規模通所介護 7～8時間）

| 要介護度  | サービス内容  | 1日/単位数 |
|-------|---------|--------|
| 要介護度1 | 通所介護I51 | 658    |
| 要介護度2 | 通所介護I52 | 777    |
| 要介護度3 | 通所介護I53 | 900    |
| 要介護度4 | 通所介護I54 | 1023   |
| 要介護度5 | 通所介護I55 | 1148   |

（2）加算料金（1単位10円）

|       | 算定 | 加算事業          | 単位  |
|-------|----|---------------|---|
| 実施につき | ○  | 入浴介助加算        | 40  |
| 1日につき | ○  | サービス提供体制加算I1  | 22  |
| 対象者のみ |    | 若年性認知症ケア加算    | 60  |
| 対象者のみ |    | 時間延長サービス加算    | 50（9時間以上10時間未満）<br>100（10時間以上11時間未満）<br>150（11時間以上12時間未満）<br>200（12時間以上13時間未満）<br>250（13時間以上14時間未満） |
| 1月につき | ○  | 介護職員処遇改善加算（I） | 所定単位数の9.2%  |
| 片道につき | ○  | 送迎を行わない場合     | -47   |

（3）その他の自己負担

- ① 食費（食材料費+調理費） 昼食代として、600円
- ② おむつ代、レクリエーションにかかる費用は自己負担となります。
- ③ 特別な食事（外食、外部発注）
- ④ 時間延長の際、夕食を希望された場合、夕食代は実費となります。
- ⑤ 医療用品（常備薬、包帯、医療用具など）
- ⑥ 日用品費（歯ブラシ、手袋等）

## 8. 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額（10割）が利用者の負担となります。

- \* 介護保険適用の場合でも、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、居住地の市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

## 9. キャンセル規定

### (1) 利用開始日以前の中止(短期入所生活介護)

|  |
|--|
| ① 利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合<br>無料        |
| ② 利用日の当日午前8時までにご連絡がなかった場合<br>1日の利用料の全額 |

### (2) 利用日当日の中止(通所介護)

\* ご利用日の当日午前8時までにご連絡がなかった場合、昼食代についてのみ600円をご負担していただきます。

### (3) 健康上の理由による中止

- ① 新型コロナウイルス、インフルエンザ、風邪、感染性腸炎（ノロウイルス）その他の感染症が疑われる場合は、事業所の判断により利用を中止していただくことがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪いと判断した場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、家族に連絡の上、適正に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- ③ 新型コロナウイルス、インフルエンザ、風邪、感染性腸炎（ノロウイルス）等の感染症が事業所内で流行している場合は、予定の変更をお願いすることがあります。

## 10. サービスの利用方法

- (1) 電話での利用申込みができます。初回サービス利用される方につきましては、当事業所の生活相談員が面接をさせていただきます。お気軽にご相談ください
- (2) ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は1ヶ月前からできます。
- (3) 居宅サービス計画の作成を依頼している介護支援専門員とご相談下さい。

## 1 1. 当指定居宅サービスの特徴

### (1) 運営方針

1. 当事業所の介護職員等は、利用者の心身特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持向上に努めます。
2. 当事業所の介護職員等は、利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民またはその自発的活動等との連携を図ることで、地域との交流に努めます。

### (2) サービス利用のために

| 事 項           | 有 無 | 備 考   |
|---------------|-----|---|
| 男性職員の有無       | 有   |   |
| 従業員への研修の実施    | 有   | 園内研修を年5回、園外研修を年5回程度実施                                   |
| 個別サービス計画の作成   | 有   | 短期入所生活介護計画・通所介護計画                                       |
| 身体的拘束         | 無   | 但し、やむを得ない事情により危険防止の為に取らせていただく場合もございます。                  |
| 変更、追加の申込方法    | 有   | 電話で直接お申し込みいただけます。                                       |
| 時間延長の可否(通所介護) | 有   | 延長時間については要相談とします。送迎は、ご家族でお願い致します。夕食を希望される場合、別途料金がかかります。 |

### (3) サービス利用に当たっての留意事項

面会 事前にご連絡をいただき、面会時間を調整いたします。

外出、外泊 状況により許可致します。

飲酒 原則禁止といたします。

喫煙 原則禁止といたします。

設備、器具の利用 自由にご利用できます。

金銭、貴重品の管理 当施設でお預かりいたします。

所持品の持ち込み 必要最低限のものに限らせていただきます。

施設外での受診 ご家族の付き添いをお願い致します。

宗教活動 他の利用者にご迷惑をかける宗教活動等をご遠慮下さい。

衣類、持ち物 施設へ持参される物には原則として名前を記入してもらいます。

感染症対策 感染症蔓延予防対策のため、必要な措置を本人および家族の同意の上、実施します。

個人情報の取り扱い 契約締結時に個人情報の取り扱いについては、同意書にて意向を確認した上で、必要な情報を提示(ネームプレート等)します。

## 1 2. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前に同意書にて意向を確認した意向に添って、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

## 1 3. 非常災害対策

- \* 防災時の対応 非常連絡網、消防署へ通報
- \* 防災設備 パッケージ型自動消火設備 火災報知機 火災受信機  
連動制御盤 パッケージ型消火設備 119番通報
- \* 防災訓練 年4回実施
- \* 防火責任者 長谷川 貴史

## 1 4. 安全運転管理体制

- \* 安全運転管理者専任

## 1 5. サービス内容に関する相談、苦情

- |           |         |        |
|-----------|---------|--------|
| ①短期入所生活介護 | 相談・苦情担当 | 石川 みどり |
| ②通所介護     | 相談・苦情担当 | 山田 洋治  |
| ③         | 苦情解決責任者 | 山田 洋治  |

### 市町村等相談・苦情窓口

- |                             |    |              |
|-----------------------------|----|--------------|
| ・南房総市 健康支援課                 | 電話 | 0470-36-1152 |
| ・館山市 高齢者福祉課                 | 電話 | 0470-22-3487 |
| ・鋸南町 健康福祉課                  | 電話 | 0470-50-1171 |
| ・千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 | 電話 | 043-254-7428 |

### 苦情解決第三者委員連絡先

- |              |       |    |              |
|--------------|-------|----|--------------|
| ・上堀観修院 住職    | 石川 隆教 | 電話 | 0470-36-2679 |
| ・地域作業所和楽 施設長 | 小池 光徳 | 電話 | 0439-71-8788 |

## 16. 当事業所の概要

|           |        |     |
|-----------|--------|-----|
| 名称. 法人種別  | 社会福祉法人 | 薄光会 |
| 代表者役職. 氏名 | 理事長 栗原 | 祥浩  |

定款の目的に定めた事業

- (1) 第一種社会福祉事業
  - (ア) 障害者支援施設の経営
  - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
  - (ア) 老人短期入所事業の経営
  - (イ) 老人デイサービス事業の経営
  - (ウ) 障害福祉サービス事業の経営
  - (エ) 地域活動支援センターの経営
- (3) 公益を目的とする事業
  - (ア) 居宅介護支援事業
  - (イ) 地域生活支援事業（日中一時支援）